

協議会だより

安全計画の策定が二〇二四年度から義務づけ

二〇二四年度から学童保育と児童館では、各事業所・施設が安全に関する事項について計画（以下「安全計画」）を策定することが義務化されます（本誌二〇二三年三月号「協議会だより」も参照してください）。

子ども家庭庁成育局成育環境課が二〇二三年二月二日付で発出した事務連絡「放課後児童クラブ等における安全計画の策定について」には、二〇二三年一月一日時点の安全計画の策定状況の調査をしたところ、安全計画を策定している事業所が少ない状況であることを受け、放課後児童クラブにおける児童の安全を守るため、事業所において、各事

業所の活動内容や取組を踏まえて安全計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講ずるよう注意喚起に協力してほしいことが記されています。

* * *
学童保育では、子どもの安心・安全を守るために主につきまのことに行っています。

◎来所・帰宅時の安全対策
◎学童保育の生活のなかでの事故やケガの防止と対策

◎日常の衛生管理および、おやつ・食に関する衛生とアレルギー対応、食中毒対策

◎防災・減災と防犯対策
◎感染症の予防と対策

◎学校・地域組織・関係機関との連携・協力

全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）が作成した冊子「改訂・

テキスト 学童保育指導員の仕事【増補版】」では、「子どもの安定した生活の保障」という項目のなかに、「安全を管理する」「安全対策・危機管理」を位置づけ、その大前提となる「安全と健康を守る」という意味」について、つぎのように記しています。

「子どもたちの遊びや生活の場面から、あらかじめ予想される大きな危険は取り除いておくことが大切です。そのこととあわせて、危険だから何もさせないというのではなく、

子ども自身が周りの状況や自分の体調などを考えて大きな危険を避けることができるように指導していくことも求められます」

子どもの安全確保 事故防止に際しては、運営主体・指導員・保護者が共に予防策や事故が起きたときの対応などを話しあっておくこと、市町村や関係機関との連携体制を築いておくことも欠かせません。

また、日々の保育のなかで、子どもが自分で身を守る力（感覚・判断

身体能力）を習得できるよう支えること、指導員が子どもの視点に立って生活環境を整えることが不可欠です。

そして指導員には、学童保育全体を見通して危険を察知する洞察力とともに、子ども一人ひとりの体力や身体能力、注意力、子ども同士の関係性などを、継続的に関わることで把握し、生活を支えることが求められます。実際の場面では、大人から一方的に「危険だから」と指さだけを管理するのではなく、言葉を選ばず、タイミングを見計らうなど、知識や経験に裏づけられた瞬時の判断と関わりが必要です。あわせて、子ども自らが行動をふり返り、考えられるように促していくことも大切です。

年度替わりは重篤な事故が起こりやすい時期

二〇二三年八月一日、子ども家庭庁が「令和四年教育・保育施設等に

おける事故報告集計」を公表しました。これは、教育・保育施設などで発生した死亡事故や、治療に要する期間が三〇日以上を負傷や疾病をともなう重篤な事故などについて二〇二二年一月一日から同年二月三日の期間内の報告をとりまとめたいものです。

なお、学童保育で重篤な事故が生じた際には、運営主体から市町村、都道府県を通じて、国へ報告することが求められています。

今回公表された子ども家庭庁の集計によると、学童保育における重篤な事故の報告件数は五五五件でした（死亡事故の報告はなし）。五五五件のうち、四五二件が骨折で、一一三件はその他です。発生場所は、施設の室内が二七〇件、室外が三三六件、施設外五九件でした（本誌二〇二三年一〇月号「協議会だよ」参照）。

また、国は、二〇二五年六月から、内閣府・文部科学省・厚生労働省に報告のあった教育・保育施設等にお

ける事故の詳細な情報を集約してデータベース化し、ホームページで公表しています。

以下、子ども家庭庁のホームページで公表された二〇二二年分の報告件数三七九件（二〇二三年七月二八日時点）から、重篤な事故の傾向を読みとります（二〇二一年（令和三年）分の報告件数は、八二件（二〇二二年一月二八日時点）にとどまっています、傾向が読みとれません）。

【事故発生時期】……多い順に、四月（四七件）、五月（四三件）、三月（三七件）、六月（三六件）、八月（三六件）、七月（三四件）でした。二〇二〇年まで、事故が多発していたのは、保育環境や人間関係などに変化が生じる時期で、その影響が推察されました。二〇二二年のデータからは、年度替わりから夏休みが終わるまで、事故発生件数が多い時期がつついていて、環境や子ども同士の関係性がおちつくまでに比較的時間がかかっていることと、

その影響が考えられます。コロナ禍の影響で遊びや運動の機会が減り、子どもの体力・身体能力が低下していたことなども事故の発生件数の要因になっているかもしれません。

【時間帯】……子どもたちに疲れが見られることもある「夕方（一六時頃〜夕飯提供前頃）（一九二件）」が多く、「午後（一一三〇件）」とつづきます。土曜日や春・夏・冬休みなどの学校長期休業中は「朝（始業〜午前一〇時頃）（二七件）」、「午前中」（三八件）でした。

【発生時の児童数】……「四〇人以上」が二三件、「四一人以上」が一六五件、「四一人以上」のうち、「七一人以上」は七七件、「二〇一人以上」は三六件となっています。「七一人以上」「二〇一人以上」の件数は前年から増えています。

【事故誘因】……多い順に、「自らの転倒・衝突によるもの」（二二一件）、「遊具からの転落落下」（八四件）、子ども同士の衝突によるもの

（三三件）とつづきます。

学童保育における事故の発生には、子どもの集団の規模、職員体制、施設環境、出席人数、保育内容など、さまざまな要因があることが考えられます。

* * *

冒頭に紹介した「安全計画」の策定は、「放課後児童健全育成事業」を担うすべての運営主体に適用されるものです。学童保育は子ども・子育て支援法において、市町村事業に定められています。「安全計画」の策定に際しては、各学童保育と市町村が連携を図り、学童保育の役割を果たせる実効性のある計画とすることが重要です。

また、ここ数年、全国各地で自然災害があいついでいます。災害時には、地域の特性をふまえ、市町村の基本方針をもとにした対応が求められますので、行政・学校などの関係機関・地域組織と連携した対応の仕組みを確立することが必要です。